

官報

号外

平成十年三月二十七日

○第百四十二回 衆議院會議録 第二十二号

平成十年三月二十七日(金曜日)

議事日程 第十三号

平成十年三月二十七日

午後一時開議

第一 常任委員長の選挙

第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 常任委員長の選挙

議員請暇の件

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 常任委員長の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、常任委員長の選挙に入ります。

懲罰委員長が欠員となっておりますので、この際、懲罰委員長選挙を行います。

○田野瀬良太郎君 懲罰委員長選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、懲罰委員長に神田厚君を指名いたします。

〔拍手〕

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

石垣一夫君、生方幸夫君、漆原良夫君、島聡君、中川智子君及び望月義夫君から、三月二十九日から四月五日まで八日間、栗原博久君から、三月二十九日から四月七日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長葉梨信行君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔葉梨信行君登壇〕

○葉梨信行君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定、黄金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

本案の主な内容は、次のとおりであります。

第一は、最近における公務員給与の改定に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実績に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場等の積算単価である労務費その他の額を実績に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、公職選挙法の改正による投票時間及び不在者投票時間の延長に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当並びに投票管理者及び投票立会人の費用弁償その他の額を実績に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第四は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を増設する場合において、事務費に所要の額の加算を行おうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、公職選挙法の改正に伴う

平成十年三月二十七日 衆議院會議録第二十二号

改正規定は、平成十年六月一日から施行すること
といたしております。

本案は、三月十三日参議院から本院に送付さ
れ、去る二十四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月二十五日上杉自治
大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決を
行った結果、本案は全会一致をもって原案のと
り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団
法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣
旨説明

旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、原子
力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部
を改正する法律案について、趣旨の説明を求めま
す。国務大臣(谷垣禎一君)。

〔国務大臣(谷垣禎一君)登壇〕

○国務大臣(谷垣禎一君) 原子力基本法及び動力
炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明いたします。

これまで、動力炉・核燃料開発事業団は、昭和
四十二年に設立されて以来、原子力基本法に基づ

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明 原子力基本
法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する辻一彦君の質疑

二

く原子力の開発機関として高速増殖炉及び新型転
換炉に関する開発、核燃料物質の生産及び再処
理、核原料物質の探鉱等を行うことにより、我が
国の原子力の開発及び利用の促進に寄与すると
いった重要な役割を担ってきたところでありま
す。

しかしながら、平成七年十二月に、高速増殖原
型炉「もんじゅ」において、また、平成九年三月に
アスファルト固化処理施設において事故を起こ
し、さらに、それらに関連して虚偽報告や不十分
な通報連絡といった一連の不適切な対応がなされ
ました。

このようなことから、同事業団を抜本的に改革
することとし、その体質及び組織、体制について
徹底的にチェックするため、組織論や危機管理等
に関する有識者で構成する動燃改革検討委員会を
設置し、その改革の方向について検討を行ったと
ころであります。

本法律案は、動燃改革検討委員会報告書、原子
力委員会高速増殖炉懇談会報告書等を踏まえ、こ
れまでの動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本
的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新
や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確
立に向けた開発や、これに必要な研究を行う法人
として再出発させるために必要な措置を講ずるも
のであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。
第一に、改組後の法人の名称を核燃料サイクル
開発機構に改めることとしております。

第二に、立地地元重視の観点から、同機構の主
たる事務所を茨城県に置くこととしております。

第三に、同機構における業務運営の透明性を確
保するとともに、社会等との乖離を未然に防ぐた
め、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命す
る委員により構成される運営審議会を設置するこ
ととしております。

第四に、同機構は、これまでの業務のうち、新
型転換炉に関する開発、ウラン濃縮を含む核燃料
物質の生産を行う等の業務を整理縮小することと
し、核燃料サイクルを技術的に確立するために必
要な、高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベ
ル放射性廃棄物の処理及び処分等に関する開発及
びこれに必要な研究を行うとともに、その成果の
普及を行う等の業務を行うこととしております。

なお、これまで同事業団が行ってきた新型転換
炉に関する開発等の業務につきましては、同機構
の業務の特例として、適切な期限を設けて業務の
廃止に向けた準備を行うとともに、その後におい
ても、当分の間、それら業務に伴い発生した放射
性廃棄物を管理する業務、施設を廃止する業務や
その措置に関する技術の開発等を行うこととして
おります。

第五に、同機構の業務の運営につきましては、
安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切
な情報の公開により業務運営における透明性を確
保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営す
るよう努めなければならないこととしておりま
す。

以上が、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発
事業団法の一部を改正する法律案の趣旨でござい
ます。(拍手)

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団
法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣
旨説明に対する質疑
○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇〕

○辻一彦君 私は、民友連を代表して、ただいま
議題となりました原子力基本法及び動力炉・核燃
料開発事業団法の一部を改正する法律案につき、
総理並びに担当大臣に質問をいたします。

一九九五年十二月、高速増殖炉原型炉「もん
じゅ」ナトリウム漏れ火災事故を初めとして、昨
年一年は、動燃東海事業所再処理工場における火
災爆発事故、「ふげん」の重水漏れ、東海事業所低
レベル放射性廃棄物管理、人形峠核燃料貯蔵庫などが出た
ました。このような動燃の打ち続く事故は、
原子力行政への大きな不信を招き、まことに遺憾
な年であったわけであります。

この不信を払拭するには、事故原因の徹底究明
と、厳しい反省の上に立って、責任の所在を明ら
かにし、十分な情報公開のもと、今、一歩立ちど
まり、原子力の研究開発について広範な国民議論
を起こし、国民合意を形成することが第一と思ひ
ますが、これについて総理の所信をお伺いたし
たい。

原子力発電所から出る使用済み燃料について、
使い捨て方式をとる米、ロと再処理方式をとる
仏、日本と大別されるが、我が国においても、今
日、硬直した再処理路線の柔軟な見直しが必要に
なっているのではないかと。

今にも枯渇すると言われたウラン鉱は、石油四
十三年に對し七十二年間可採可能と推定されてい
る。一九七一年当時、政府は、高速増殖炉の実用
化は三十年後と国会で答えている。九四年の原子
力利用開発長期計画、いわゆる長計では、二〇三
〇年ごろ技術体系を確立するところがあるが、実用化は
さらに二十年後とも言われている。既に、政府の
見通しでも、六十年ないし七十年もおくれている。
これらの状況を考えれば、高速増殖炉の開発は、
二年や三年を急ぐ必要はないと考えるが、ど
うか。

今日、政府のプルサーマル計画は、プルトリ
ウム需給の都合でであると言わざるを得ない。原
子力利用開発長期計画では、プルトリウム利用の
主役は新型転換炉、高速増殖炉であったが、新型
転換炉はコスト高から開発が中止となり、高速増
殖炉も、三十年・五十年先のこと、見通しは立っ
ていない。使用済み燃料の全量再処理路線をとる
限り、原子力発電とともに出るプルトリウムは、
余剰を持たないという国際的約束を守るため、全
部を一般軽水炉で燃やすプルサーマル計画に振り
向けざるを得ないのが実情でないか。

九四年長計によれば、今後、我が国は十五年間
に八十トンのプルトリウムを使う計画である。冷
戦時代、米ソ両国、米ロ両国が核弾頭に詰めたプ
ルトトリウムは、おのおのおよそ百トンとも言わ
れている。八十トンはこれに匹敵する量であり、い
かに商業用とはいえず、このような大量のプルトリ
ウムを使うことは国際社会からの批判を招くこと
になるのではないか。

イラク、北朝鮮では、数百グラムから数キログ
ラムのプルトリウムが核拡散防止の上から世界の

大きな問題になっている。もちろん、我が国は I
AEA、国際原子力機関の厳しい核防護の監視下
に置かれていたとはいえず、このようなプルトリウ
ム大量消費社会への道を歩むことは、非核三原
則、核拡散防止につき道義的説得力を国際的に失
うことになるのではないか。我が国は是からし
てもとるべき道でないと思う。原子力の利用は、
技術論のみならず、もっと幅広い文明論から議論
をされるべきものと思うが、どうか。

アメリカでは、使用済み燃料は再処理をせずに
使い捨てのワンスルー方式をとるとしている。水
中プールの保管をしている。しかし、この中にプ
ルトトリウムを将来エネルギーとして生かす道があ
るなら、あるいは人間が制御できる道があるのな
ら、三十一・五十年は水中につけて様子を見よう
という考えもあると言え。仮にこのような道があ
るとしたら、資源小国の我が国がプルトリウムを
早く取り出し燃やしてしまうより、その見きわめ
がつくまで水中保管あるいは乾式保管の方式をと
ることで大量のプルトリウム使用の道を開けるこ
とを考えることも一つの選択肢でないかと思う
が、どうか。

一方、原発立地の自治体では使用済み燃料がた
まり続け、半永久的に使用済み燃料の保管地とな
るのではないかと不安が高まっている。政府、
原子力委員会は、これに對して中間貯蔵保管の方
針を決めているが、いつまでに敷地外に搬出する
か、その時期を明確にすべきであり、法律に書き
込むべきではないか。見解を伺いたい。

また、今やエネルギーや電力は湯水のごとく使
えばよいという時代は既に過ぎている。エネル
ギー確保には国民もひとしく痛みを分け合うこと

が必要であり、使用済み燃料中間貯蔵保管を消費
地の近くにも分散する考えはないか。

今や地球環境問題が世界最大の課題となってい
る。化石燃料から出る CO₂ による地球の温暖
化、酸性雨、オゾン層破壊とともに、原発による
廃炉を含む放射性廃棄物が地球環境の大きな課題
となるおそれがある。政府の対策は極めて
おくれているが、国際的な管理、監視体制を構築
すべきであり、そのために我が国がリーダーシッ
プをとるべきと考えるが、この問題をどう認識し
ているかを伺いたい。

エネルギーの確保とは、エネルギー源の適切な
組み合わせが必要であり、今日原子力が電力の三
分の一を供給している事実から、原子力発電の安
全性の最優先と万が一に備えての防災体制の確立は
ぜひ必要である。立地自治体より要望の強い原子
力防災特別措置法制定につきどう考えるかを伺い
たい。

動燃の打ち続く事故から、安全に対する動燃と
国民意識との乖離、外国やみずからの体験から十
分に学ばない独善性、技術通信、情報隠し、閉鎖
性集団の体質が指摘をされておる。動燃はまずみ
ずからの意識改革が第一に必要でないか。動燃の
解体的改革は必要であるが、組織を変え、新法人
に移してもこの意識が変わるわけではない。意識
改革には動燃の統制と運営の見直し、組織、体制
における工夫が要るのではないか。これをどう考
えるかを伺いたい。

一面、動燃が、ウラン採掘、ウラン濃縮技術や
再処理技術研究開発に果たした役割も大きい。こ
れら新法人から分離される職員の安定雇用にも十
分配慮する必要がある。これらをどう考えるか。

高速増殖炉懇談会は、最初に結論ありきの人選
との批判を聞いた。新法人の運営審議会委員の認
可に当たっては十分な配慮が必要と思うが、どう
考えるかを伺いたい。

動燃の一連の事故は、動燃そのものにも問題が
あったのは事実である。だが、監督官庁の科学技
術庁も大きな責任がある。

さきの東海の廃棄物のずさん管理で、ドラム缶
の地下保管倉庫に水がたまって指しを指摘し
ながら、十数年も水づけを放置し、あまつさえ
やってもいない工事の建設から取り壊しの予算ま
で認めて、十数年も放置しておいた科学技術庁の
監督官庁としての責任は一体どうなのか。

フランスのスーパーフェニックスのナトリウム
漏れ火災対策でも現地調査をせず、動燃のナトリ
ウム火災対策の報告を受けて、独自の検討も不十
分のまま「もんじゅ」事故に至った監督官庁の責任
について「もんじゅ」報告書は何ら触れられていな
い。科技庁の反省と総括、責任の所在を明らかに
した報告書を提出すべきではないか。報告書の再
提出を要求する。

科技庁の監督不十分の原因を考えると、我が国
の原子力行政が、政策の推進と安全規制を実質的
に同一の官庁が持ち、かつ、原子力安全委員会が
十分な規制権限と機能を持たず、スタッフも極め
て弱体なところに原因があるのではないか。アメ
リカの原子力規制委員会は、独立した強力な行政
委員会、三千名のスタッフを擁している。これ
に比べて我が国の原子力安全規制当局は、余りに
も弱体であると言わざるを得ない。政府は、行
革、官庁再編の中で、内閣府に原子力安全委員会
を位置づけようとしているが、この際、原子力安

全委員会を、八条諮問委員会から三条行政委員会に改組、拡充し、強力な原子力安全規制機関を独立させるべきと思うが、どう考えるか。

「もんじゅ」の運転再開は急ぐことではない。今日、世界が高速増殖炉から撤退しているときに、特にフランスでは、日本の「もんじゅ」二十八万キロワット原型炉に対しても一段上の百二十五万キロワット実証炉スーパーフェニックスを、技術的、経済的困難さから廃炉と決定をしている。このような中で、「もんじゅ」の運転再開の可否については、国民的論議を起し、広く国民世論に問う必要があると思うがどうか。

さて、以下は私の私見であるが、「もんじゅ」は、まず、三年間凍結をする、二、この間、徹底した総点検を行う、三、第三者による検討機関を設置し、事故原因の徹底究明と安全問題につき徹底論議を行い、公開をする、四、原子力安全委員会による安全性の再審査、五、新原子力円卓会議を設置し、再処理、核燃料サイクル、プルサーマル、使用済み燃料中間貯蔵保管、高レベル放射性廃棄物最終処分問題について広範な国民論議の展開、六、この上で、三年後、政府は、「もんじゅ」運転再開の可否を国会に諮る、以上の提言について、動燃改革法案に取り入れる考えはないか。

重ねて最後に申し上げますが、拙速を避け、国民論議を尽くすことを強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 辻議員にお答えを申し上げます。

原子力の研究開発を進めるに当たりまして、国民の理解と協力が不可欠であることは、議員御指摘のとおりであります。

動燃事故により、原子力行政への不信が広がったことは極めて遺憾でありまして、徹底した原因究明、再発防止策を講ずることはもとより、十分な情報公開のもとに、原子力に対する国民的合意形成に努力していかねばならないと考えております。

再処理路線の柔軟な見直しが必要との御指摘もいただきました。

しかし、資源の乏しい我が国として、将来にわたるエネルギーの安定確保及び放射性廃棄物の環境への負荷の軽減という観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されたプルトニウムなどを有効利用することが重要であり、安全確保を大前提にしながら、国民の理解を得つつ、核燃料サイクルを着実に推進してまいりたいと考えております。

また、高速増殖炉の開発について、二年や三年を急ぐ必要はない、そういう御指摘をいただきましたが、高速増殖炉は、原子力委員会高速増殖炉懇談会の報告書を踏まえて、今後とも、柔軟な計画のもとに、安全確保を大前提に、実用化の可能性を追求するため、一步一步着実に研究開発を進め、その成果を蓄積していくことが重要だと考えております。

プルトニウムの余剰を持たないようプルサーマル計画に振り向けるか、そうしたお尋ねもありました。

我が国では、原子力開発利用の初期段階からプルサーマルの実施を目指して所要の取り組みを行ってきており、また、欧米諸国における多数の

実績も踏まえ、現時点で最も確実なプルトニウムの利用方法として、プルサーマルを着実に推進してまいりたいと考えております。

また、プルトニウムの大量消費への道を歩めば、国際的な道義的説得力を失うとの御意見がございましたが、我が国では、原子力基本法に基づき、厳に平和目的に限り原子力開発利用を推進しており、国際的には、核不拡散条約上の義務を遵守しております。

今後とも、平和利用、安全確保に徹しながら、国内外の理解を得てプルトニウム利用を進めてまいりたいと考えております。

また、プルトニウムのエネルギー利用の見きわめがつくまで使用済み燃料を保管するという御意見がございました。

しかし、資源の乏しい我が国は、使用済み燃料を再処理して回収されるプルトニウムなどを再利用することとしておりまして、まずはプルサーマルを進め、プルトニウム利用を着実に推進することが重要と考えております。

次に、使用済み燃料の敷地外への搬出時期を法律上明確にすべきであるという御指摘をいただきました。

使用済み燃料は、再処理するまでの間、適切に貯蔵、管理することが適当であります。現在、発電所外における貯蔵の具体化に努めているところでありまして、各原子力発電所ごとに状況は異なっておりますことなどから、具体的な搬出時期を法律に書き込むというのは適当でないように思っています。

次に、放射性廃棄物対策についてのお尋ねがございました。

原子力発電所からの低レベル放射性廃棄物は既に安全に処分を実施しており、廃炉廃棄物を含め、それ以外についても処分事業の具体化に努力をいたしております。

我が国としては、放射性廃棄物管理安全条約の策定にも貢献したところでありまして、廃棄物管理の国際的取り組みにつきましては、引き続き積極的にかかわってまいります。

次に、高速増殖炉懇談会についての人事に御意見をいただきました。

新法人の運営審議会の委員についての御質問であります。運営審議会の委員の認可に際しましては、業務運営における透明性の確保、機構と社会などとの乖離の防止という審議会の設置の趣旨を踏まえまして、幅広い分野から委員が適切に任命されるよう慎重にチェックし、認可してまいります。

次に、原子力安全委員会の三条委員会への改組、拡充についてもお尋ねがございました。

内閣総理大臣の尊重義務など、通常の審議会などより強い権限を有し、数百人の専門家を活用する現在の体制は私は有効だと思っております。

また、原子力安全委員会は、中央省庁等の再編におきまして内閣府に設置することとされておりました。その中で機能がより一層発揮されるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、「もんじゅ」の再開に関連し、六つの提言を動燃改革法案に取り入れるべきだという御意見をいただきました。

これまで原子力安全委員会などにおきまして事故の原因究明が行われてきており、今後は、国の安全審査などを通じて「もんじゅ」の安全性を確認

し、その上で運転再開について地元の御了解を得ていくなど、慎重に手順を踏んでいくことが重要であると考えておりますが、法律上年限を切つて行うようなものではないと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

(国務大臣谷垣 一君登壇)

○国務大臣(谷垣 一君) 辻議員にお答えいたします。

原子力防災特別措置法制定についてのお尋ねがございましたが、原子力施設において環境に影響を及ぼすような事故があつてはならないことはもちろんであります。地元住民の安全を確保し、また安心していただくために、防災対策は必ず必要であります。このため、国においては、防災基本計画に原子力災害対策編を追加し、防災対策の充実強化に努めてきたところであります。

今後とも、地元自治体の声も踏まえまして、防災対策の一層の充実強化に積極的に取り組んでまいります。

それから、動燃の意識改革についてのお尋ねがございました。

私も、動燃の抜本的改革には職員の意識改革が極めて重要と認識しております。現在、動燃におきまして、自己改革のための徹底した研修活動などを行っております。また、組織、体制につきましても、安全確保と危機管理体制を構築するとともに、本社の統制事業部制を廃止するなど、現場責任を徹底した体制としていくこととしております。

それから、職員の安定雇用についてのお尋ねがございました。

ウラン濃縮など、動燃で開発された技術成果を民間等に着実に移転するに当たりましては、人材も含めた移転を考慮いたしますが、そのほかの廃止事業にかかわる者につきましても、内部で配置転換するなど、職員の雇用安定には十分配慮してまいります。

ウラン廃棄物貯蔵ビットの管理問題についてのお尋ねもございました。

当庁が動燃の現場を把握し、適切な安全監視や業務指導をしていけばこのような不祥事を防ぎ得たことから、当庁としても反省すべき点は多いと考え、現在、施設状況や予算執行の実態を的確かつ継続的に把握できるよう、現場重視の徹底などに取り組んでいるところであります。

それから、科学技術庁の報告書を再提出すべきとの御指摘がございました。

フランスのスーパーフェニックスにおいて一九九二年から九四年にかけて行われたナトリウム火災対策について、科学技術庁は、フランスの規制当局の報告書入手し、「もんじゅ」の設計に反映すべくその内容の分析、検討を行ったものと承知しております。

一方、問題の温度計さや管の設計、製作を事業者の自主保安にゆだねていたことなど、科学技術庁としても反省すべき点については、平成八年五月二十三日のナトリウム漏えい事故報告書に示しております。その後、安全総点検等、これを踏まえた措置を講じてきたところでございます。

それから、「もんじゅ」の運転再開を急ぐことなど、国民的議論を尽くせという御趣旨でございまして、高速増殖炉懇談会では、国民各界各層の意見を

聴取しつつ、幅広く審議され、また、報告書の取りまとめに際しましては国民に意見募集しており、その結果として、「もんじゅ」の位置づけを明確にしたところでございます。

今後は、同懇談会報告書を踏まえまして、「もんじゅ」を活用した研究開発の意義や進め方について、広く国民と対話し、一層の理解が得られるよう努力してまいります。(拍手)

(国務大臣小淵 三君登壇)

○国務大臣(小淵 三君) 我が国のプルトリウム利用計画についてのお尋ねでございますが、今後、プルトリウムを使う計画につきましても、現在、関係省庁で国際社会からの批判を招くことのないよう対策を立てていると承知をいたしております。この努力を継続していくことが重要だと考えております。(拍手)

(国務大臣堀内 光雄君登壇)

○国務大臣(堀内 光雄君) 辻議員の御質問にお答えを申し上げます。

使用済み燃料の貯蔵施設の立地に関する御質問でございますが、立地地点の選定は、基本的には、事業者によって判断されるいは検討されて、立地が決まらるることになっております。

しかし、議員の御指摘のとおり、エネルギー問題につきましても、供給地だけではなく消費地に於ける理解が極めて重要だと認識をいたしております。

今後とも、原子力発電立地地域の貢献、あるいは使用済み燃料貯蔵対策の重要性、こういったものについて消費地の理解が深まるように、さらに努力を続けてまいります。(拍手)

○議長(伊藤 宗一郎君) 斎藤鉄夫君。

(斎藤鉄夫君登壇)

○斎藤鉄夫君 私は、平和・改革を代表して、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず初めに、先日、米国が行った臨界前核実験に対し、平和・改革は、昨日、抗議声明を発表いたしました。また、報道によりますと、ロシアも臨界前核実験を定期的に実施してきたと原子力省高官が明らかにしました。私たちは、ロシアに対しても強く抗議するものでございます。

アメリカ、ロシアの論理は、実際に核爆発を伴わないのだから、包括的核実験禁止条約、CTBTに違反しないというものです。しかし、アメリカ、ロシアは、これまでの核実験の莫大なデータの保有があります。臨界前核実験は、そのデータを有効に利用して、より高性能の核兵器を開発するためのものです。核実験データの独占的保有があるから臨界前核実験に意味があるのです。これは、核大国の核保有の固定化とその脅威性を高めるものであり、国際社会の相互不信がより一層増幅されることになってまいります。このように考えますと、臨界前核実験がCTBTの精神に反することは明らかであります。

総理、我が国は、核兵器廃絶に向けて指導的役割を担っていると思っております。臨界前核実験を即刻中止するようアメリカ、ロシアに要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。(拍手)

さて、私たち平和・改革は、原子力を否定する立場はとりません。特に、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制を考えれば、原子力の重要

性は今後いよいよ増してくると考えられております。

しかし、今国民が原子力を見る目はどうでしょう。昭和三十年代、被爆国であるにもかかわらず、日本は生まれたばかりの原子力の平和利用に温かいまなざしを向けておりました。鉄腕アトムの妹はウランちゃん、かわいいキャラクターで、まさしく原子力が一つの希望であったことをあらわしています。

それが今では、例えば大学では、昔たくさんあった原子力工学科という名前ほとんど姿を消し、量子システム工学科とかエネルギー科学科に変わっています。ちょっと聞いただけでは何をやっているのかわからない名前になっています。原子力と名がつくと学生が来ないのだそうです。原子力に対して、国民はかつての温かいまなざしから冷たいまなざしに変わっています。これは、国の原子力行政の失敗を意味していると思います。それを国民が確信したのが、今回の動燃の一連の不祥事です。

総理、昭和三十年代初期に、国民に温かく迎えられて始まった我が国の原子力平和利用の歴史と、その結末としての今回の動燃の不祥事に対してどのような感想をお持ちか伺いたします。国の原子力行政の失敗の大きな原因の一つは、研究開発というオープンで自由な競争の場であるべきところに、官僚主導という我が国独特のやり方を持ち込んだ点にあるのではないかと思います。金融業界に対する大蔵の裁量行政と同根の問題だと思えます。

国の金をつぎ込む原子力のようなビッグプロジェクトに、多少の官僚主義が入り込むのはやむ

を得ないとの意見がありますが、日本は外国に比べ度を越しております。一つは、一度決めたことは世の中の状況がどう変わろうが最後まで変更しないという点です。いい例が原子力船「むつ」です。計画段階では確かに商用原子力船の研究は必要だったのですが、途中で商用原子力船は市場競争力を持たないことがわかって、日本は当初の計画を変更しない、放射線漏れ事故を起こしてその改修に多大の追加研究費がかかろうとも、当初の計画は絶対に貫徹するというその硬直性です。先輩が決めた方針は後輩が変えられないという官僚主義です。

米国の場合、世の中の状況とそれに敏感な政治の力によって大きなサイエンスプロジェクトがすぐ変更になる、途中で打ち切りになるということがたくさんあります。その一貫性のなさを外国から非難されるぐらいです。日本と全く逆です。私は、その中間あたりが、税金の有効利用という意味では一番いいのではないかと考えておりますが、いずれにせよ、日本の硬直性は行き過ぎです。

日本の科学技術国家プロジェクトが官僚主義に陥った二番目の理由は、役所、特殊法人、民間企業一体となった閉鎖性だと思えます。私は、日本、米国の両国で国のビッグプロジェクトに参加するという経験を持ちました。民間の一研究者としてです。

日本の場合、トップにお役所があり、その下に役所から天下りを迎えた特殊法人があり、その下で民間企業の研究者がいるという構成になります。ここで役所の方針は絶対であり、民間人である私などは、お役所の課長補佐さんなどまさに

雲の上の人、声もかけていただけという感じの中で研究が進みます。フランクな意見交換などはほとんどない中で、役所、特殊法人、民間がそれぞれ余り情報の交流、共有がないままのおの固まって、役所の決めた方針で進んでいくという閉鎖集団ができていきました。

米国での経験は全く逆で、能力による厳しい選別はありますが、一たん認められれば役人、マネジメント、民間研究者が他の分野の人と交えてフランクに意見交換し、それが全体の方針変更にも十分つながり得ました。

私は、ここで原子力及び原子力行政が国民の信頼を回復するためには、この官僚主導、閉鎖性をなくし、原子力基本法にうたわれた自主、民主、公開の原則に立ち返り、オープンな自由競争と議論が重要だと考えますが、総理並びに科学技術庁長官のお考えを伺いたします。

また、動燃改革検討委員会の結論では、一連の動燃不祥事の根本原因を経営の不在と結論づけています。私の言う官僚主導と相通するところがあると思うのですが、それを克服するためには、新しい機構においては、理事長や各事業所長の権限、裁量権を大幅に強化し、科学技術庁は結果を評価、監査するだけになっていきます。その点は評価しますが、動燃に限らず他の巨大科学プロジェクトも、動燃と同様の経営不在、官僚主導が存在すると容易に類推できますが、国民の不信を取り除くために今後どのような対策をとられるのか、科学技術庁長官にお伺いします。

さて、官僚主導を克服し、自主、民主、公開で、透明な科学技術行政、エネルギー行政とするために、二つの側面から質問します。

一つは、原子力の基本計画を策定する原子力委員会、そして安全規制の立場からチェックする原子力安全委員会、この二つの委員会の問題です。本来、行政から独立した存在であるべきですが、現実には、科学技術庁、通産省と一体であると言われております。計画、推進、規制が一つになってしまっているということです。両委員会とも、スタッフも少なく、事務局は科学技術庁がやっているとすることでそうなるのもいたし方ないわけで、本来の機能を果たしていない。独立した三条行政委員会として機能を拡充すべきで、これが日本の原子力行政の透明化の第一歩と考えますが、総理のお考えはいかがでしょう。

二番目は、情報公開です。官僚化、閉鎖集団化を防ぐもう一つの有効な手段は情報公開です。動燃は情報公開指針を出しましたが、それは研究成果の公表という意味合いのものではありません。本当の情報公開は、経営実態や、科学技術庁、通産省とのやりとりである通達、指示、報告などについても行われるべきです。特に、事故隠しや情報改ざんなどにより信用を失墜した後ということを考えれば、経営及び管理にかかわる実態がわかるような資料も対象とすべきと考えますが、科学技術庁長官、いかがでしょう。

また、理事長が非公開と判断したものについて、請求者が不服を申し立てることのできる手続についても定めるべきと考えますが、科学技術庁長官、いかがでしょうか。

さて、今回の動燃改革において、新しい機構は三つの主要な事業に限定されることになりました。すなわち、高速増殖炉、再処理、高レベル放

放射性廃棄物です。そしてそのほかの、これまで行ってきた新型転換炉、ウラン濃縮、海外ウラン探鉱などの業務から撤退することになりました。

このうち、ウラン濃縮、海外ウラン探鉱については、技術を民間に移転することですが、コスト意識の高い民間で、国主導で開発された高コストの技術がうまく受け入れられるのか、また、技術は人にくっついていくという属人的な性格もあり、技術移転に伴う研究者の移動も不可避と考えられますが、その体制は整備されているのか、科学技術庁長官にお伺いします。

さて、ウラン濃縮の研究プラントは、山深い、岡山県と鳥取県の県境、人形峠にあります。動燃人形峠事業所です。昭和三十年、ウラン鉱床が発見されて以来、四十数年間の日本の原子力開発の歴史を刻んできたところです。ウラン鉱の探掘そのものは昭和六十二年に終わっていますが、海外産のウランを使ったウラン濃縮研究が続けられています。今回、動燃は、ウラン濃縮研究から撤退し、民間である六ヶ所村の日本原燃に移転することにより、この事業所もいずれはなくなることになりました。そして、地元岡山県上高瀬村は、今、雇用の不安や、コミュニティそのものが存続できるかどうかの不安に大きく揺れております。

私たち平和・改革は、先日、大野由利子科学技術常任委員長を先頭に、人形峠事業所、そして上高瀬村に視察団を派遣し、実情を調査してまいりました。ウラン濃縮研究からの撤退、民間への移転という方針は我々も正しいと判断しますが、しかし、これまでその研究開発を支えてきた地域コ

ミュニティーについても、撤退に当たって十分な配慮が必要と感じました。

上高瀬村の人口は約千人、人形峠事業所に働く人は約四百六十人、まさに事業所がなくては存続できない地域コミュニティになっております。ウラン鉱山跡地という環境上の問題もあります。東海村に並ぶ日本の原子力の原点の地として科学教育上の施設を誘致できないものかとの村長さんの提言もありました。将来にわたる地域コミュニティ対策について科学技術庁長官にお伺いします。

さて、新しくできる核燃料サイクル開発機構の最大の任務は高速増殖炉です。高速増殖炉にはこれまで一兆円近い国費が投入されてきました。高速増殖炉は、ウラン燃料を今ある軽水炉より数十倍有効に使える夢の原子炉というふれ込みですが、技術的には本当に難しく、商業的に成り立つという意味での実用化のめどは立っていません。うまくいって実用化のめどは二〇三〇年ごろと言われております。

今、高速増殖炉を研究開発しているという国は、先日フランスが脱落して日本一国となりました。これからの多額の資金を投入して研究を続けるのか、それともやめるのか、いずれにしても、ここで大いなる議論をすべきと考えています。成功すればこれほどの人類への貢献はないし、失敗すれば投入したお金は基本的にはむだになります。総理及び科学技術庁長官の率直な御見解をお伺いします。

新型転換炉は、三千五百億円の国費を投入しながら、国会で一度の議論をされることなく、三年前中止になりました。中止されること自体を悪い

と言っているわけではありません。その決定が、国民の代表たる国会で一度も議論されることなく、科学技術庁、通産省、そして電力業界三者で密室で決められたことが大きな問題であると言っているのでございます。

高速増殖炉はこれから数兆円かかるプロジェクトです。今回の動燃改革法を契機にこの国会において大いに議論をして決めるべきであると主張して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇) 齊藤議員にお答えを申し上げます。

まず、未臨界実験についてのお尋ねがございましたが、我が国は、核兵器のない世界を目指して核軍縮に努めております。未臨界実験は、核兵器の安全性確保などのために行われるものであり、また包括的核実験禁止で禁止されていないというのが国際認識でありますので、中止の要請は行いませんが、将来の核軍縮の取り組みの中で検討していかなければならないことだと考えております。

次に、昭和三十年代に始まった我が国の原子力平和利用の歴史、今回の動燃の不祥事に対する感想というお話をいただきました。

私も本場に大学を出るころ、在学中だったと思いますが、原子力の問題がクローズアップされた時期がありました。そして、まさに議員が言われたような思いで私どもはこれを見ておりました。そして、今日まで原子力平和利用に国民が取り組んでまいりました結果として、現在電力の三分の一を賄うなど、その成果は著実に国民生活の向上に寄与していると評価しております。

一方、議員から挙げられましたような、例えば「むつ」あるいは今回の動燃の不祥事、こうした事態が原子力に対する国民の信頼を大きく傷つけたこと、こうした点は極めて遺憾でありますし、動燃を抜本的に改革し、早急に原子力に対する国民の信頼回復に努めなければならないと考えております。

その上で、議員御自身の日米両国のプロジェクトチームに参加された体験をもとに、原子力及び原子力行政というものが自主、民主、公開という原則に戻れ、そうした御指摘をいただきました。そして、オープンな自由競争、自由な論争という点も御指摘になりました。

私は、その御自身の体験を通じての指摘を重く受けとめたいと思います。

そして、原子力行政に対する国民の信頼を回復するために、原子力基本法の自主、民主、公開の原則を改めて肝に銘じながら、十分な情報公開と真に国民に開かれた体制のもとで、研究者間においても当然ながらフランクな意見交換を行い、お互いを高めながら、国民の理解と協力を得ながら原子力行政を進めていけるようにするのが重要だと考えております。

よき御指摘をいただいたとお礼を申し上げます。

また、原子力委員会及び原子力安全委員会を独立した三条委員会とすべしという御提言をいただきました。

この点は、私は、内閣総理大臣の尊重義務など通常の審議会などより強い権限を有し、数百人の専門家を活用する今の体制は有効だと考えております。

平成十年三月二十七日 衆議院會議録第二十二号

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する斎藤鉄夫君の質疑 議長

八

同時に、この両委員会は、中央省庁等の再編におきまして内閣府に設置されることとなっており、その中で機能がより一層発揮されるようにしてまいりたいと考えます。

次に、高速増殖炉について研究を続けるべきかやめるべきか大いに議論すべきではないかという御意見をいただきました。

高速増殖炉の研究開発の推進に当たり、安全確保を大前提に進めていくことは当然であります。その意義や進め方について広く国民と対話し、一層の理解が得られるよう努力することが重要であると考えており、国会でも議論をされるというところに全く異論はありません。

残余の質問については、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

(國務大臣谷垣禎一君登壇)

○國務大臣(谷垣禎一君) 斎藤議員にお答えいたします。

まず、国民の信頼を取り戻すために原子力基本法の原則に立ち返るべきだという御指摘をいただきました。

先ほど総理からも答弁申し上げたとおりでございますが、私も、原子力基本法の民主、自主、公開、この原則は何度でも確認しなければならぬし、また、御指摘のように、オープンな体制を旨としていくことが一番大事であると思っております。御指摘を正面から受けとめたいと思います。

それから、次に、巨大科学プロジェクト開発において経営の不在というのが動機に限らずあるのではないか、そのため、国民の不信を取り除くためどのような対策をとるのかという御質問をいただきました。

原子力を初めとする巨大科学技術プロジェクトを円滑に進めていくためには、その実施主体に明確な裁量権と責任を付与していくことが必要であると思えます。それと同時に、外部の評価を受けるなど、透明性のある運営を図ることが極めて重要であると考えております。

こういう研究開発体制の実現に向けた環境づくりに努めていきたいと考えております。それから、動機に関する情報公開についての御質問がございました。

動機の閉鎖的な体質を改善するため、御質問の中でも触れられましたように、昨年七月に情報公開指針を定めまして、経営に係る情報も含め、積極的な情報公開に努めているところでございます。また、今回の法改正におきましても、「適切な情報の公開」を機構の責務として規定しております。

まして、国民の声にも耳を傾けながら、今後一層、情報公開を徹底していきたいと考えております。それから、技術移転に関する御質問がございました。

ウラン濃縮については、これまでも技術移転を進めてきたところでありますが、今後、国際的な競争力を持つためには経済性の向上を図ることが重要でございまして、人材の移転も含めて、円滑に技術移転が進むよう努めてまいりたいと思っております。

また、海外ウラン探鉱につきまして、民間活動にゆだねることを基本に、動機の技術、人材の扱いについて関係者間で検討を行うこととしております。それから、人形峠に関しまして、上斎原村にお

ける将来にわたる地域コミュニティ対策についてのお尋ねでございますが、人形峠事業所の整理縮小に伴う地域社会への影響に関する地元御懸念は十分に認識しております。このため、地域社会への影響緩和を図るよう、上斎原村、岡山県、動機及び科学技術庁の四者において協議しつつ、事業の整理縮小を進めてまいります。

それから、高速増殖炉について大いに議論をすべきとお尋ねがありますが、高速増殖炉については、将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として実用化の可能性を追求するため、研究開発を進めていくこととしております。この研究開発の推進に当たっては、先ほど総理からも述べられましたように、さまざまな場において国民と対話し、理解を得ていくことが重要であると考えております。

差し当たって、この法案の審議で大いに御議論をさせていただきたい、このように考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 小淵 恵三君
通商産業大臣 堀内 光雄君

出席政府委員

自治大臣 上杉 光弘君
國務大臣 谷垣 禎一君
科学技術庁原子力局長 加藤 康宏君
科学技術庁原子力安全局長 池田 要君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十四日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

皆川 迪夫君 石原 輝君
田口 健二君 阪上 順夫君
浅井 美幸君
同 予備委員
山口 義弘君 金井 和夫君
西川 洋君 今野 竹治君
矢追 秀彦君

(通知書受領及び通知)

一、去る二十五日、斎藤参議院議長から伊藤議長あて、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

皆川 迪夫君 石原 輝君
田口 健二君 阪上 順夫君
浅井 美幸君
同 予備委員
山口 義弘君 金井 和夫君

西川 洋君 今野 竹治君
矢追 秀彦君
また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)
一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

熊代 昭彦君

補欠

松田 仁君

法務委員

辞任

横内 正明君

補欠

菅 義偉君

大蔵委員

辞任

杉浦 正健君

補欠

谷畑 孝君

佐々木陸海君

木島日出夫君

谷畑 孝君

杉浦 正健君

木島日出夫君

佐々木陸海君

農林水産委員

辞任

木部 佳昭君

補欠

稲葉 大和君

丹羽 雄哉君

佐藤 勉君

御法川英文君

林 幹雄君

稲葉 大和君

木部 佳昭君

佐藤 勉君

丹羽 雄哉君

林 幹雄君

御法川英文君

通信委員

辞任

中谷 元君

補欠

川崎 二郎君

安全保障委員

辞任

栗原 裕康君

補欠

遠藤 利明君

環境委員

辞任

山本 公一君

補欠

逢沢 一郎君

議院運営委員

辞任

江渡 聡徳君

補欠

砂田 圭佑君

西川 太一郎君

久保 哲司君

砂田 圭佑君

江渡 聡徳君

久保 哲司君

西川 太一郎君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

原田 義昭君

補欠

佐藤 静雄君

農林水産委員

辞任

木部 佳昭君

補欠

林 幹雄君

高島 修君

戸井田 徹君

中尾 栄一君

武部 勤君

丹羽 雄哉君

松本 純君

矢上 雅義君

鴨下 一郎君

鴨下 一郎君

矢上 雅義君

岸本 光造君

萩山 教蔵君

武部 勤君

中尾 栄一君

戸井田 徹君

高島 修君

林 幹雄君

木部 佳昭君

商工委員

辞任

松本 純君

補欠

丹羽 雄哉君

労働委員

辞任

遠藤 武彦君

補欠

木村 義雄君

安全保障委員

辞任

柳本 卓治君

補欠

甘利 明君

決算行政監視委員

辞任

佐藤 静雄君

補欠

林 幹雄君

三塚 博君

下村 博文君

山本 謙司君

古川 元久君

米津 等史君

西田 猛君

村山 富市君 保坂 展人君 能勢 和子君 三塚 博君 山本 謙司君 米津 等史君 古川 元久君 西田 猛君 村山 富市君

下村 博文君

能勢 和子君

三塚 博君

山本 謙司君

米津 等史君

古川 元久君

西田 猛君

保坂 展人君

村山 富市君

能勢 和子君

三塚 博君

山本 謙司君

米津 等史君

古川 元久君

西田 猛君

建設委員

辞任

蓮実 進君

補欠

安倍 晋三君

安全保障委員

辞任

神田 厚君

補欠

玉置 一弥君

懲罰委員

辞任

奥田 敬和君

補欠

神田 厚君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

石橋 一弥君

補欠

森 英介君

奥山 茂彦君

桜田 義孝君

田中 昭一君

田村 憲久君

池坊 保子君

奥山 茂彦君

桜田 義孝君

田村 憲久君

田村 憲久君

田中 昭一君

森 英介君

石橋 一弥君

漆原 良夫君

池坊 保子君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

嘉数 知賢君

補欠

大野 松茂君

(議案提出)

一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

案(農林水産委員長提出)

(議案受理)

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

(議案送付)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

雇用保険法及び船舶保険法の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員

提出案を参議院に送付した。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

(予備的調査要請書受領)

一、去る二十四日、次の予備的調査要請書を受領した。

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査要請書(山本孝史君外六十二名提出、平成十年衆予調第一号)

(予備的調査要請書送付)

一、去る二十五日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査要請書(山本孝史君外六十二名提出、平成十年衆予調第一号)

厚生委員会 送付

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する再質問に対する答弁書

平成十年二月十七日提出
質問 第一〇号

死刑の必要性、情報公開などに関する再質問
主意書

提出者 保坂 展人

死刑の必要性、情報公開などに関する再質問
問主意書

一月十六日提出の「死刑の必要性、情報公開などに関する質問」に対する二月十三日付け政府答

弁書には明らかに実例、根拠を欠き、合理性に乏しい不十分な答弁が散見されたため、以下再質問する。少なくとも二月三日提出の「大蔵省不祥事と疑惑解明に関する質問」に対する二月十三日付け政府答弁書と同程度の具体性、説明力などを持った答弁を求める。また、前回質問提出後にも米国テキサス州でのカーラ・タッカー死刑確定者の処刑が世界的な話題となり、同時に米国と日本の死刑をめぐる情報公開の落差も大きく取り上げられたほか、オウム真理教事件の裁判では、地下鉄サリン事件で殺害された被害者の遺族が被告に死刑を求めない証言をするなど、死刑をめぐる議論の高まりを踏まえ、新たな質問項目も付加した。

一 死刑の必要性について
(1) 二月十三日付け政府答弁書(以下「答弁書」とする。)の「一の一」については「国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については、死刑もやむを得ないと考えており」とあるが、国民世論の多数がそう考えていることを示す調査結果、統計はあるのか。

(2) 法務省が死刑の是非について、世論の動向を調査したことはあるか。調査したとすればその結果、調査していない場合はその理由をそれぞれ明らかにされたい。また、今後世論調査を実施する予定はあるか。

(3) 答弁書「一の一」について「死刑が乱用された経験がある場合や、特定の罪について死刑のみが定められていて科刑における柔軟性が十分でなかった場合」と記されているが、具体的にどの国のいかなるケースを指しているのか、明らかにされたい。

(4) 答弁書「一の一」については、死刑制度の存廃は「基本的に各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方を踏まえて慎重に検討されるべきものである」と、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えているとあるが、政府は死刑存廃をめぐる諸外国の動向などは参考にしないということか。

(5) 日本が批准している国際人権規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約第六条第一項には「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない」とあり、同条第六項には「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」とあるが、政府はこの条項の趣旨をどのように考えているか。

(6) 答弁書「一の一」については「被害者の遺族の感情は、各遺族それぞれに異なるものと考えている」とあり、死刑が刑罰として必要、相当な理由(一の一について)にも遺族感情の慰謝が明記されていないが、政府は遺族感情の慰謝を死刑が必要、相当な理由と考えているのか。そうだとすれば、検察が裁判で死刑を求刑する場合、遺族の「被告を死刑にしてほしい」という供述調書を証拠請求したり、遺族に同様の証言

を求めたりする理由を述べられたい。

- (7) 地下鉄サリン事件の実行犯の一人として、殺人、殺人未遂罪などで起訴された林郁夫被告の一月二十三日の公判で、同事件で亡くなった宮田地下鉄職員夫妻が「事件当時は犯人が憎い、死刑を思っていた。しかし、その後法廷を傍聴したり、被告から謝罪の手紙をもらったりして、被告の心の弱さにも気付いた。本当に罪を悔いていない」と証言したが、このように遺族が被告に死刑を求めないケースがあることをどのように考えるか。

二 死刑の情報公開について

- (1) 答弁書「二の2については「国連加盟各国の状況については、その詳細は把握していない」とあるが、詳細に把握する必要がある」とあるが、詳細に把握する必要があるが、把握する努力を怠っているのか。死刑の是非は国際社会で重大な関心を集めている問題とは認識していないのか。諸外国の状況を「詳細に把握していない」のに、死刑に関する情報公開を促した一九八九年十二月の国連総会決議ではどのようにして賛否を決めたのか。

- (2) 答弁書「二の3及び4については」によれば、一九九七年十二月十二日提出の「死刑の執行などに関する質問主意書」に対する本年一月十三日付け政府答弁書以下「前回答弁書」とするに誤りがあったことを認めているが、答弁を誤った理由は何か。

- (3) 答弁書「二の3及び4については、死刑確定の未執行者数について、年度途中で回答していたのを十二月末日現在の回答のみにしたのは「各種質問等に対し統一的に対応するため」とあるが、統一的対応を議員側が要望したのか。議員側が要望していないとすれば、答弁書「二の1について」記載の「個人の生活の平穩等の私的な権利利益を害し、又は公務の適正な遂行等の公共の利益を損なうおそれ」が新たに生じたのか。生じたとすれば、具体的に明らかにされたい。

- (4) 答弁書「二の5については、法務統計月報に月別の死刑執行件数を記載しなくなったのは「業務上の要請が無くなっている」とあるが、それ以前に存在した「業務上の要請」を具体的に明らかにされたい。また、それがなくなったと考えた理由を述べられたい。

- (5) 米国時間二月三日午後のタッカー死刑確定者処刑では事前に本人、関係者、被害者の遺族らに執行が通知され、処刑には代表取材なども認められたが、情報公開をめぐる日本との大きな相違をどう考えるか。

- (6) 日本で米国程度の情報公開を進めると、国内世論に変化があると考えるか。

三 死刑確定者の「心情の安定」について

- (1) 答弁書「三の1については」とあると、死刑確定者は「ささいなことでも大きい精神的動揺と苦悩に陥りやすいことが十分推測される」として、「心情の安定」に対する配慮

は監獄法の要請だとしているが、死刑確定者が監獄側に対し、面会、信書の発受、物品の授受などをめぐって精神的損害の賠償を求める訴訟を起こすなどしたことはないのか。

- (2) 答弁書「三の3については」によれば、死刑執行の事実を公表することによって、執行された確定者の遺族の感情やほかの死刑確定者の「心情の安定」に影響を与えた例は把握していないのに、前回答弁書では、ほかの死刑確定者の「心情の安定」を損なうことなどを死刑に関する情報公開を進めない理由として挙げている。事例も知らないのに、いかなる根拠で「心情の安定」を損なうと判断するのか。

- (3) 答弁書「三の4については」記載の根拠法令に基づく実際の運用は、すべて各施設長の裁量に任されているのか、それとも通達などによって運用されているのか。通達があれば、そのすべてについて、通達の年月日、内容、出された理由を明らかにされたい。

四 恩赦について

- (1) 答弁書「四については」によれば、恩赦を不相当とする決議の通知は、本人が在監中の場合は口頭で直接本人に通知されているようであるが、結果のみが通知されるのか、それとも不相当の理由も併せて通知されるのか。理由を通知していないとすれば、その理由、法的根拠も明らかにされたい。

- (2) 代理人により恩赦の出願がなされた場合でも、その結果は「本人に対して行われている」とあるが、代理人に通知しないのはなぜか。

- (3) 中央更生保護審査会では、死刑確定者の恩赦出願に対し、いかなる資料に基づき、どのような審議を行うのか。審議手続を定める法令、規則は何か。また、審議手続で、出願者またはその代理人が意見を述べたり、資料を提出したりする機会が保障されているか。

- (4) 出願者が恩赦を不相当とする決議に対し、行政不服審査、行政訴訟その他、異議若しくは再考を求める手段はあるか。

- (5) 受刑者あるいは死刑確定者の近親者に恩赦の出願を認めているか。認めていないとすれば、その法的根拠を明らかにされたい。

- (6) 受刑者や死刑確定者の近親者などが請願法第三条第一項に基づき、恩赦を求める請願書を提出した場合、所管官公署はどこになるのか。また、受理後の手続はどのようなのか。恩赦法施行規則による恩赦の出願とどのように異なるのか。

- (7) 国際人権規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約第六条は「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる」として、死刑確定者の人権として恩

赦を受ける権利を保障しなければならぬと規定しているが、日本の恩赦制度はこの規定に適合するものと考えらる。

(8) 前回答弁書別表第二によると、死刑確定者の恩赦出願状況は一九五五年から六四年までの十年間が百四十一件だったのに対し、六五年から七四年までは二十二件、七五年から八四年までは八件、八五年から九四年までは四件と大きく減少しているが、その原因をどのように考えるか。また、七六年以降は恩赦が全く認められていないが、その理由を明らかにされたい。

五 死刑をめぐる国際状況、国連への報告について

(1) 答弁書「五の1」については「国際連合加盟国における死刑に関する世論の動向については、十分に把握しているわけではない」とあるが、十分に各国の状況も把握していないのに、答弁書「一の2」について記載の「国際的には、様々な考え方があり」ということがなぜ分かるのか。不十分な根拠に基づき不正確な認識ではないのか。

(2) 答弁書「五の2」については、一九九四年の第四十九回国連総会における死刑決議案に対し、日本政府が死刑の存廃は基本的に各国独自の問題と主張し、反対票を投じたことを国会に報告していないとされるが、報告しなかった理由を明らかにされたい。また、日本政府の各国独自の問題との主張に対し、各加盟国からいかなる意見が出されたかを明らかにされたい。

(3) 答弁書「五の3」について「記載のように、死刑の存廃は事件の国際捜査にまで影響しているが、それでも各国独自の問題である」と言い通せるのか。

(4) 存廃の是非も含めて死刑をめぐる問題、議論は、人権をめぐる問題、議論とは考えないか。

(5) 一月に來日した国連人権高等弁務官メアリー・ロビンソン氏が日本政府に要望した事項は何か。

六 死刑執行の起案、決裁及び再審について

(1) 答弁書「六の1」について「記載された『判決及び確定記録の内容を十分精査せしめ』というのはいかなる目的でなされるのか。もし、精査の段階で重大な誤りが発見された場合、どうするのか。

(2) 捜査や裁判に誤りはないと考えるか。

(3) 戦後、死刑確定者が再審で無罪となったケースが四件あるとされるが、それぞれのケースについて、政府はなぜこうした事態に立ち至ったと考えるか、明らかにされたい。

(4) 死刑確定者を処刑した後、実は冤罪と判明した場合、国は処刑した故人やその遺族に対し何ができるのか。

(5) 答弁書「六の4」について「刑具については、絞罪器械図式(明治六年太政官布告第六十五号)に定められている」とあるが、現在使用されている刑具も図式と同じものと理解してよいのか。

七 死刑の執行について

NGOや報道機関によると、法務省は近く処刑してもその情報が伝わりにくい死刑確定者を一人ずつ選んで執行するとの情報が流されているが、事実か。右質問する。

内閣衆質一四二第一〇号

平成十年三月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する再質問に対する答弁書

一の(1)について

平成六年九月実施の総理府世論調査の結果に

よれば、死刑制度の存廃について、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と答えた者の割合は、十三・六パーセント、「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えた者の割合は七十三・八パーセント、「わからない・一概に言えない」と答えた者の割合は十二・六パーセントであった。

一の(2)について

死刑制度に関する政府の世論調査は、これまで、昭和三十一年四月、昭和四十二年六月、昭和五十年五月、昭和五十五年六月、平成元年六月及び平成六年九月の六回にわたり、総理府により実施されてきている。昭和三十一年四月から平成元年六月までに実施された五回の世論調査においては、「今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しよう」という意見に賛成か、反対か」という質問に対して、回答結果は、次の表のとおりとなっている。なお、平成六年九月実施の世論調査の結果については、一の(1)について述べたとおりである。

実施年月	賛成(%)	反対(%)	わからない(%)
昭和三十一年四月	一八	六五	一七
昭和四十二年六月	一六・〇	七〇・五	一三・五
昭和五十年五月	二〇・七	五六・九	二二・五
昭和五十五年六月	一四・三	六一・三	二四・四
平成元年六月	一五・七	六六・五	一七・八

政府は、今後も、死刑制度の存廃を考える上での参考に資するため、必要に応じて、死刑制度に関する世論調査の実施を検討することとしている。

一(3)について

ドイツ連邦共和国では、千九百四十九年(昭和二十四年)に死刑が廃止されているが、その背景には、ナチスによる死刑の乱用の経験があったとみられる。また、イギリスは、千九百六十五年(昭和四十年)に通常犯罪について死刑を廃止しているが、その背景には、謀殺について死刑が絶対刑として定められていたことがあったとみられる。

一(4)について

死刑制度の存廃の問題は、基本的に各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えているが、死刑制度の存廃を考える上で、諸外国における動向や経験も参考にする必要がありと考えている。

一(5)について

市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。)第六條一は、個人が生まれながらにして有している生存する権利について規定しているものであるが、この権利は法律によって保護されるべき旨及び為政者等の個人又は団体の恣意により個人の生命を奪うことは許されず、個人の生命を奪

う場合には、各国の法制に従い適正な法的手続に基づく必要がある旨を規定したものであると考える。

また、同条六は、同条四及び五が死刑の存在を前提とした規定であるところ、この規約でたかも死刑の存在を積極的に容認しているかのごとき印象を避けるため、本条の規定は死刑の廃止を趣らせ、又は妨げるために援用されてはならない旨を確認的に規定したものであると考える。

一(6)について

死刑の選択は、犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性、遺族の被害感情、社会的影響等一般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、極刑を科することもやむを得ないと認められる場合に行われるものであるところ、そのような事案がある以上、死刑制度が必要であると考えている。

具体的事件においては、検察官は、右に述べた各般の情状の一つとして、被害者の遺族の感情を適宜の方法により立証しているものと考え

一(7)について

殺人事件等の被害者の遺族の感情は、各遺族それぞれに異なるものであり、各事案ごとに、遺族の感情も含む各般の情状を併せ考察して犯人に適切妥当な刑罰が量定されるべきものと考

二(1)について

御指摘の決議は、死刑に関する情報の公表に

についても要請する千九百八十九年(平成元年)五月の国連経済社会理事会決議を支持するものであるが、公表の具体的な程度については、各国の判断に委ねられていると理解しており、我が国は、死刑に関する情報については、統計等により可能な限り公表しているものであつて、現状で十分であるとの認識の下に、同決議に参加したものである。

死刑制度の存廃の問題については、国連等において議論されているものであり、国際社会で関心を集めている事項の一つであると認識しているが、死刑存置国における情報の開示は、同決議の趣旨を踏まえつつ、各国が判断すべきものであると理解しており、諸外国における公表の程度については、必要が生じた場合には把握していく所存である。

二(2)について

死刑の必要性、情報公開などに関する質問主意書(平成十年一月十六日提出質問第一号)二の三で御指摘の昭和五十九年三月二十七日の参議院法務委員会における答弁並びに平成元年三月九日及び同年十月三十日の非政府間組織との質疑の場での回答は、個々具体的な死刑執行の事実が推測されるおそれがないと判断される場合において、年度途中の一定の日における死刑確定の未執行者数について答弁等しているものであつて、個々具体的な死刑執行の事実が推測されるおそれがある日別の死刑確定者数について答弁等しているものではないので、死刑の必要

性、情報公開などに関する質問に対する答弁書(平成十年二月十三日内閣衆質一四二第一号。以下「前回答弁書」という。)二の三及び四についてのお答えしたものである。

二(3)について

個々具体的な死刑執行に関する事項を開示することについては、「個人の生活の平穩等の私的な権利利益を害し、又は公務の適正な遂行等の公共の利益を損なうおそれ」が常にあり、慎重な対応が必要であると考えている。統一的対応としたのは、議員側の御要望があつたからではなく、死刑の執行などに関する質問に対する答弁書(平成十年一月十三日内閣衆質一四二第一号)一の六についてでお答えした理由に基づくものである。

二(4)について

平成二年以前においては、死刑執行数は、他の統計項目と同様、関係部局の業務において、月報によりこれを把握することが必要であつたとの判断の下に登録していたものである。

ところで、月報における「業務上の要請」とは、統計項目の月ごとの傾向を速報するというものであるが、平成二年末の法務統計月報の見直しに当たっては、統計担当部局において、改めて「業務上の要請」を具体的に検討し、その際、死刑執行数については、関係部局においてこれを登録しなくとも業務上の支障はないものとされたことから、登録を取りやめたものである。

二の(5)について

前回答弁書二の2についてでお答えしたとおり、情報公開の程度については、それぞれの国の刑事法制等の違いを反映し、おのずからその程度に差があるものと考ええる。

二の(6)について

情報公開の程度と国内世論の關係については、判断が困難な問題であると考ええる。

三の(1)について

死刑確定者により、面会、信書の発受及び物品の授受の取扱に關して精神的損害を被ったとして、その慰謝料を求める訴訟が提起されたことはある。

三の(2)について

前回答弁書三の1についてでお答えしたとおり、死刑確定者は、極限的な状況に置かれており、ささいなことでも大きい精神的動揺と苦悩に陥りやすいことが十分推測される。このような合理的推測に基づいて、死刑執行の都度、その事実を公表することは、他の死刑確定者の心情の安定を損なうことになるものと判断している。

三の(3)について

面会及び信書の発受について、昭和三十八年三月十五日、法務省矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」が発出されている。同通達は、死刑確定者の面会及び信書の発受の可否に關し、心情の安定に配慮しつつその身柄を確保するという収容の目的等にか

んがみ、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)

の趣旨にのっとった遺憾なき運用がなされることを目的としたものであり、その内容は、死刑確定者の面会及び信書の発受については、本人の身柄の確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある場合、本人の心情の安定を害するおそれのある場合、その他施設の管理運営上支障を生ずる場合は、おおむね許可を与えないことが相当であるとしているものである。

各施設長は、死刑確定者の面会、信書の発受及び物の授受について、關係法令の規定に基づき、右通達を踏まえ適正にこれを処理している。

四の(1)について

恩赦法施行規則(昭和二十二年司法省令第七十八号)第十条第一項及び第二項の規定により、恩赦の申出をする理由がない旨の結果のみが出願者に通知されている。これらの規定は、理由を通知しなければならない旨を定めていない。

四の(2)について

代理人に通知しないのは、恩赦が行われるか否かについて直接の利害關係を有する本人自身に對し通知がなされれば足りると考えられるためである。

四の(3)について

まず、上申をする監獄の長は、本人から恩赦願書を受理したときは、恩赦法施行規則第二条

第一項及び第二項の規定により、恩赦上申書に

は、判決の謄本又は抄本及び犯罪の情状、本人の性行、行状、将来の生計その他参考となるべき事項に關する調査書類並びに恩赦願書を添付して、中央更生保護審査会上申を行う。次に、同審査会は、恩赦上申書を受理したときは、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第五十四条第一項及び第二項の規定により、本人の性格、行状、違法の行為をするおそれがあるかどうか、本人に對する社会の感情その他關係のある事項について調査し、さらに、その者が社会の安寧福祉を脅かすことなく釈放されるに適するかどうかを考慮して審議を行うこととなっている。

なお、監獄の長は、恩赦上申事務規程(昭和五十八年法務省保恩訓第二百四十五号大臣訓令第十二条第二項に基づき、恩赦の出願に当たっては、出願者又はその代理人に、情状に關する参考資料を提出させることができる。

四の(4)について

出願者が恩赦を不当とする議決に對してこれを不服として争う手段はないが、恩赦法施行規則第八条の規定により、前回の恩赦出願の日から一年を経過している場合は、再出願することができ。

四の(5)について

恩赦法施行規則第一条の二第二項の規定により、恩赦の出願が認められているのは本人のみであるが、前回答弁書四についてでお答えした

とおり、本人の代理人による出願は認められている。

四の(6)について
請願法(昭和二十二年法律第十三号)第三条第一項に規定する請願の事項が恩赦に關するものであるときは、所管官公署は法務省である。当該請願書が恩赦法施行規則第九条第一項の要件を備えた本人の願書と認められるときは、上申の権限を有する監獄の長に回付し、当該監獄の長は、中央更生保護審査会に恩赦の上申をし、同審査会は、犯罪者予防更生法第三条第二項第一号の規定により、法務大臣に對し恩赦の実施について申出をするかどうかについて議決することとなる。

その余の請願書は、請願法第五条に基づき処理されることとなる。

四の(7)について

我が国においては、恩赦法施行規則第一条の二第二項の規定により、死刑確定者にも恩赦の出願を認めており、その出願があったときは、監獄の長は、中央更生保護審査会に恩赦の上申をしなければならないこととなっているので、我が国の恩赦制度は、規約第八條4にかなうものである。

四の(8)について

死刑確定者からの恩赦の出願が減少している原因については、承知していない。

昭和五十一年以降恩赦が認められていないのは、中央更生保護審査会において、その間に議

決した案件については、個別に審議した結果、いずれも法務大臣に対し恩赦の申出をする理由がないと判断されたためである。

五の(一)について

前回答弁書一の2について「国際的には、様々な考え方があり」とお答えしたのは、我が国政府としては、死刑制度の存廃の問題は、基本的に各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えているが、この点については、種々の国際会議等における各国の対応等から国際的には様々な考え方がありと認識しているという趣旨である。

五の(二)について

千九百九十四年(平成六年)の第四十九回国連総会における死刑決議案に対する日本政府の立場について国会に報告していないのは、その際の投票態度が従来からの政府の立場を踏襲したものであったこともあり、特に国会に報告する必要はないと判断したためである。

また、特に日本政府の立場に対して、各国から意見が出されたという事実はない。

五の(三)について

逃亡犯罪人引渡し制限事由については、各国がそれぞれ固有の事情に基づいて定めるものであるが、死刑制度の存廃の問題は、基本的に各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであって、逃亡犯罪人引渡しに関する

法制の問題から検討すべきものではないと考えている。

なお、我が国としては、逃亡犯罪人の引渡しに関して、引渡犯罪に法定刑として死刑が含まれていること等を理由に逃亡犯罪人の引渡しを拒否する国に対しては、その国において当該犯罪人を訴追し適正に処罰するように求め、社会正義の実現に努めているところである。

五の(四)について

死刑制度をめぐる問題は、人権の問題にかかわるものと考えている。

五の(五)について

ロビンソン国連人権高等弁務官からは、我が国が未締結である拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約(仮称)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの選択議定書及び「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(仮称)」について締結の検討を進めていただきたいとの要望がなされた。

六の(一)について

死刑は、その言渡しを受けた者の生命を断つ極刑であり、一度執行されれば回復し難いこととなるものであるから、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等について慎重に検討するために、判決及び確定記録の内容を十分精査せしめている。仮にこれらの事由等が存在することが確認された場合には、所要の措置を採ることになる。

六の(二)について

我が国においては、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定されている上、再審制度が保障されており、有罪を認定することについては、適正な判断がなされているものと考えている。加えて、死刑事件に関して言えば、その執行についても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四百七十五条により、他の自由刑や財産刑の執行と異なり、法務大臣の命令によることとされ、その執行命令を発するに際しては裁判所の判断を尊重しつつ、関係記録を十分精査検討しているところであって、既に死刑を執行した者の中には誤判による無実の者が含まれていることはないものと確信している。

六の(三)について

戦後死刑確定者が再審で無罪となった事件として、いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件があるところ、御質問は、これらの具体的事件の捜査手続又は刑事裁判手続における検察官及び裁判所の判断にかかわる事柄であるので、答弁は差し控えていただきた

い。

なお、これらの事件に係る再審の判決においては、捜査又は公判にかかわる問題点が指摘されているが、検察当局においては、これを深刻に受け止め、適切に対処しているものと考えて

六の(四)について

検察官が法律の要件に従って再審請求をするほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)により補償することができ、御指摘のような事態が起きないように、六の(二)についてでお答えしたような慎重な手続により有罪を認定し、執行についても特段の配慮がなされている。

六の(五)について

基本的な事項において変わるところはない。

七について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、答弁は差し控えていただきたい。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十三日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

平成十年三月二十七日 衆議院会議録第二十二号

投票区の選挙人の数	投票日	区市町村
	投票日	区市町村
五百人未満	平日	区市
	休日	
	平日	町村
	休日	

平成十年三月二十七日 衆議院會議録第二十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

開票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 の 日	区市町村			
		区	市	町	村
五千人以上	平	四、八五三	四、〇五三	四、〇五三	三、六五三
三千人以上	日	四、〇五三	三、六五三	三、六五三	三、二五三
二千人以上	休	三、六五三	三、二五三	三、二五三	二、八五三
一千人以上	平	三、二五三	二、八五三	二、八五三	二、四五三
五百人以上	日	二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
五百人未満	休	二、四五三	二、〇五三	二、〇五三	一、六五三

第四第五項ただし書中「この額を」を「当該額」に改め、同項第一号中「五万九千二百五十五円」を「六万五千四百四十四円」に改め、同項第二号中「六万九千九百一十二円」を「六万四千五百五十五円」に改め、同条第六項第一号中「六万三千八百八十三円」を「六万二千九百六十一円」に改め、同項第二号中「六万三千二百七十一円」を「六万五千九百七十一円」に改め、同条第八項中「九百六十六円」を「九百二十四円」に改め、「千三百三十三円」を「千五百五十五円」に改め、「千三百五十九円」を「千三百八十五円」に改め、「千四百七十一円」を「千五百一十一円」に改め、「千五百八十六円」を「千六百一十七円」に改め、「千八百一十二円」を「千八百四十七円」に改め、「千三百四十二円」を「千四百六十八円」に改め、同条第九項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 の 日	区市町村			
		区	市	町	村
五千人以上	平	九〇、〇一四	二、三九、〇九三	七、七、八三八	二〇五、六二〇
三千人以上	日	一〇四、五八一	二、七四、九五七	九、二、四〇五	二、四一、四八四
二千人以上	休	一二六、七五七	三、〇八、四三〇	一〇四、五八一	二、七四、九五七
一千人以上	平	一二八、九三三	三、四一、九〇三	一二六、七五七	三、〇八、四三〇
五百人以上	日	一五五、六七六	四、一、二四〇	一、三二、三二四	三、四四、二九四
五百人未満	休	一九二、二〇四	五、一、六五九	一、六七、八五二	四、四四、七二三
一万五千人以上	平	二、七、四三六	七、四、九七〇	二、四〇、九〇八	六、四、五、五五一
一万五千人未満	日	三、七、四四四	八、四、一、〇一三、七五四	三、一三、九六四	八、四、六、三八九

開票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 の 日	区市町村			
		区	市	町	村
五千人以上	平	五、二五三	四、四、五三	四、八、五三	四、〇、五三
三千人以上	日	七、二五三	六、〇、五三	六、〇、五三	五、二五三
二千人以上	休	一〇、八五三	九、二、五三	八、八、五三	七、六、五三
一千人以上	平	一四、四、五三	一二、〇、五三	一二、〇、五三	一〇、〇、五三
五百人以上	日	二、〇、五三	一、〇、五三	一、〇、五三	一、〇、五三
五百人未満	休	一、〇、五三	一、〇、五三	一、〇、五三	一、〇、五三

第五條第二項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 の 日	区市町村			
		区	市	町	村
三万人以上	平	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
二万人以上	日	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
一万人以上	休	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
五千人以上	平	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
二千人以上	日	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
一千人以上	休	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
五百人以上	平	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二
五百人未満	日	二、四〇、八六四	二、四六、五二八	二、二〇、七五六	二、二五、七二二

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区 市 町 村	区	市	町	村
二千人以上	二七〇、九七二	二七七、三四四	二二五、八一〇	一一三、一一〇	
二千人未満	三七六、三五〇	三八五、二〇〇	三二六、一三四	三三三、五六八	
三千人以上	四九六、七八二	五〇八、四六四	四二一、五二二	四三二、四二四	
三千人未満	六三三、二六八	六四七、一三六	五二六、八九〇	五三九、二八〇	
五千人以上	八二七、九七〇	八四七、四四〇	六九二、四八四	七〇八、七六八	
一万五千人以上	九〇三、二四〇	九二四、四八〇	七五二、七〇〇	七七〇、四〇〇	
二万人以上	一、〇三八、七二六	一、〇六三、一五二	八七三、一三二	八九三、六六四	
三万人以上	一、一八九、二六六	一、二七三、三二二	九九三、五六四	一、〇一六、九二八	

第五条第三項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区 市 町 村	区	市	町	村
二千人以上	二七〇、九七二	二七七、三四四	二二五、八一〇	一一三、一一〇	
二千人未満	三七六、三五〇	三八五、二〇〇	三二六、一三四	三三三、五六八	
三千人以上	四九六、七八二	五〇八、四六四	四二一、五二二	四三二、四二四	
三千人未満	六三三、二六八	六四七、一三六	五二六、八九〇	五三九、二八〇	
五千人以上	八二七、九七〇	八四七、四四〇	六九二、四八四	七〇八、七六八	
一万五千人以上	九〇三、二四〇	九二四、四八〇	七五二、七〇〇	七七〇、四〇〇	
二万人以上	一、〇三八、七二六	一、〇六三、一五二	八七三、一三二	八九三、六六四	
三万人以上	一、一八九、二六六	一、二七三、三二二	九九三、五六四	一、〇一六、九二八	

三万人以上	一、六六六、八六六	一、六六六、八六六	一、六六六、八六六	一、六六六、八六六	一、六六六、八六六
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第五条第四項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区 市 町 村	区	市	町	村
二千人以上	二七〇、九七二	二七七、三四四	二二五、八一〇	一一三、一一〇	
二千人未満	三七六、三五〇	三八五、二〇〇	三二六、一三四	三三三、五六八	
三千人以上	四九六、七八二	五〇八、四六四	四二一、五二二	四三二、四二四	
三千人未満	六三三、二六八	六四七、一三六	五二六、八九〇	五三九、二八〇	
五千人以上	八二七、九七〇	八四七、四四〇	六九二、四八四	七〇八、七六八	
一万五千人以上	九〇三、二四〇	九二四、四八〇	七五二、七〇〇	七七〇、四〇〇	
二万人以上	一、〇三八、七二六	一、〇六三、一五二	八七三、一三二	八九三、六六四	
三万人以上	一、一八九、二六六	一、二七三、三二二	九九三、五六四	一、〇一六、九二八	

第五条第五項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区 市 町 村	区	市	町	村
二千人以上	二七〇、九七二	二七七、三四四	二二五、八一〇	一一三、一一〇	
二千人未満	三七六、三五〇	三八五、二〇〇	三二六、一三四	三三三、五六八	
三千人以上	四九六、七八二	五〇八、四六四	四二一、五二二	四三二、四二四	
三千人未満	六三三、二六八	六四七、一三六	五二六、八九〇	五三九、二八〇	
五千人以上	八二七、九七〇	八四七、四四〇	六九二、四八四	七〇八、七六八	
一万五千人以上	九〇三、二四〇	九二四、四八〇	七五二、七〇〇	七七〇、四〇〇	
二万人以上	一、〇三八、七二六	一、〇六三、一五二	八七三、一三二	八九三、六六四	
三万人以上	一、一八九、二六六	一、二七三、三二二	九九三、五六四	一、〇一六、九二八	

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数		区市町村	区	市	町	村
千人	未満		二二九、五三六	四	二〇〇、八四四	四
二千人	以未満上		二五八、二二八		二二五、一九〇	
三千人	以未満上		三五八、六五〇		三〇一、二六六	
五千人	以未満上		四七三、四一八		四〇一、六八八	
一万人	以未満上		六〇二、五三二		五〇二、一一〇	
一万人	以未満上		七八九、〇三〇		六五九、九二六	
二万人	以未満上		八六〇、七六〇		七二七、三〇〇	
三万人	以未満上		九八九、八七四		八三三、〇六八	
三万人以上		一、二三三、三三四			九四六、八三六	

[illegible]

開票 区の選 挙人の数	投票の 翌日	区市町村	
		区	市町村
千 人 未 満	二七、七三 円	平日 休 日 平 日 休 日 平 日 休 日	二〇〇、〇〇〇 円
二千 人 未 満	二五、六四	二八、六四	二五、六四
三千 人 未 満	二五、五七	二一、五七	二五、五七
五千 人 未 満	二〇、九七	二六、九七	二〇、九七
一万 人 未 満	一五、八五	二一、八五	一五、八五
一万五千人 未 満	一四、七三	二六、七三	一四、七三
二万 人 未 満	一四、六三	二六、六三	一四、六三
二万五千人 未 満	一四、五三	二六、五三	一四、五三
三万 人 以上	一三、七三 円	二六、七三 円	一三、七三 円

千人未満	開票の 区の通 選挙人の数		区市町村	
	投票の 翌日			
	平 日	一五七、六二〇円	市	区
	休 日	一六一、一七〇円		
	平 日	一四一、八五八円	村	町
	休 日	一四五、〇五三円		

二千人以上	一八九、一四四	一九三、四〇四	一五七、六二〇	一六一、一七〇
三千人未滿上	二八三、七二六	二九〇、一〇六	二三六、四三〇	二四一、七五五
五千人未滿上	三四六、七六四	三五四、五七四	二九九、四七八	三〇六、二三三
一萬千人未滿上	四四一、三三六	四五一、二七六	三七八、二八八	三八六、八〇八
一萬五千人未滿上	五八三、一九四	五九六、三三九	四八八、六三二	四九九、六二七
二萬五千人未滿上	六三〇、四八〇	六四四、六八〇	五三五、九〇八	五四七、九七八
三萬人以上	七二五、〇五二	七四一、三八二	六一四、七二八	六二八、五六三
三萬人以上	八五一、一四八	八七〇、三一八	七〇九、二九〇	七二五、二六五

第五條第十一項の表を次のように改める。

[illegible]

三 万 人 以 上	三、六三、〇九六、三六六	三、六三、〇九六、三六六	三、六三、〇九六、三六六	三、六三、〇九六、三六六	三、六三、〇九六、三六六
-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

第五條第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	区市町村		
	区	市	町 村
千 人 未 満		一四三、四六〇円	一二九、一一四円
二 千 人 以 上		一七二、一五二	一四三、四六〇
三 千 人 未 満		二五八、二二八	二二五、一九〇
五 千 人 以 上		三二五、六二二	二七二、五七四
一 万 人 未 満		四〇一、六八八	三四四、三〇四
一 万 五 千 人 以 上		五三〇、八〇二	四四四、七二六
二 万 人 未 満		五七三、八四〇	四八七、七六四
三 万 人 以 上		六五九、九一六	五五九、四九四
三 万 人 以 上		七七四、六八四	六四五、五七〇

第五條第十四項中「四千五百九十九円を「四千六百五十五円」に改める。

第六條第一項の表中「六五六、二五四」を「六七八、八三〇」に、「六五三、五〇四」を「六七六、〇三〇」に、「二、二六八、三六五」を「二、三〇二、一八四」に、「二、二六五、六一五」を「二、二九四、三八四」に、「二、四〇九、二〇二」を「二、四七二、九〇五」に、「二、四〇三、七〇二」を「二、四六六、三〇五」に改め、同條第二項中「四十一万八千四百六十円を「四十三万五千九百六円」に、「六十万二千七百七十一円を「六十二万五千二百九十四円」に、「百九万三千九百三十八円を「百十三万九千五百四十五円」に改め、同條第三項中「三万七千七百十円を「三万二千三百二十六円」に、「三万九千六百三十八円を「四万四千四百八円」に、「四万七千五百六十五円を「四万八千四百八十九円」に、「五万五千五百二十九円を「五万二千五百三十円」に、「五万五千四百九十三円を「五万六千五百七十一円」に、「六万三千四百二十円を「六万四千六百五十一円」に、「六万六千六百八十四円を「六万七千九百七十九円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

都道府県の 世帯数	選 挙	
	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	都及び大都市のある道府県	その他の県
二 四十万未満	円 銭	四四四、二四四円 銭
三 五十万未満		四〇五、三三九円 銭
四 五十万未満		三九一、六二七円 銭
五 五十万未満		三八四、〇三二円 銭
六 五十万未満		三三九、九四四円 銭
七 五十万未満		三三九、九四四円 銭
八 五十万未満		三三九、九四四円 銭
九 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十一 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十二 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十三 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十四 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十五 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十六 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十七 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十八 五十万未満		三三九、九四四円 銭
十九 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十一 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十二 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十三 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十四 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十五 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十六 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十七 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十八 五十万未満		三三九、九四四円 銭
二十九 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十一 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十二 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十三 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十四 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十五 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十六 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十七 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十八 五十万未満		三三九、九四四円 銭
三十九 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十一 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十二 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十三 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十四 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十五 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十六 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十七 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十八 五十万未満		三三九、九四四円 銭
四十九 五十万未満		三三九、九四四円 銭
五十 五十万未満		三三九、九四四円 銭

第七條第二項中「第六号」を「第五号」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八條第一項の表中「三八」を「三九」に、「五五」を「五六」に、「八二」を「八四」に改め、同條第二項中「四十三円を「四十四円」に改め、同項の表中「二一六」を「二一九」に、「一七〇」を「一七四」に、「二二三」を「二二八」に、「二五八」を「二六五」に、「三〇一」を「三〇九」に、「三四五」を「三五四」に、「三八八」を「三九八」に改める。

第八條の二の表以外の部分中「千二百三十六円を「千三百六十五円」に改め、同條の表を次のように改める。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一六、二七五円	一五、二三五円	一四、一七五円
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇
十一 三 以 上	一九、四三三	一八、三七五	一七、三三五

第九條第一項の表を次のように改める。

開催の時	区市町村		
	区	市	町 村
昼間(午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。)	六、〇二〇円	五、四六〇円	五、二九〇円

第九條第二項中、「一万五千九百二十四円」を、「一万六千六百四十四円」に、「一万七千七百九十八円」を、「一万七千九百三十三円」に改め、同條第三項中、「六十九円」を、「七十円」に、「九十八円」を、「百円」に、「百四十四円」を、「百四十七円」に、「二百四十七円」を、「二百五十二円」に改め、同條第四項中、「四百十六円」を、「四百二十四円」に改め、同條第五項中、「五百十五円」を、「五百二十五円」に改め、同條第六項中、「三百六十二円」を、「三百六十九円」に、「四百五十三円」を、「四百六十二円」に、「五百四十三円」を、「五百五十四円」に、「五百八十八円」を、「五百九十九円」に、「六百三十四円」を、「六百四十六円」に、「七百二十四円」を、「七百三十八円」に、「千八十九円」を、「千百十円」に改める。

第十三條第二項の表を次のように改める。

都道府県		区分	
選挙人の数が五千万未満のもの	選挙人の数が五千万以上七十五万未満のもの	選挙人の数が七十五万以上百万未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万未満のもの
選挙人の数が二百五十万未満のもの	選挙人の数が二百五十万以上五百五十万未満のもの	選挙人の数が五百五十万以上一千万未満のもの	選挙人の数が一千万以上二千万未満のもの
都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県
一九、二九五、四四六	二七、三九〇、二一一	二九、九三三、二五〇	三四、四三四、五四五
四〇、八一五、七二〇	三九、八九一、七二〇	四八、六三三、三〇二	四七、五四三、三〇二
五三、八一〇、六九三	五二、四六六、六九三	四〇、三七三、四七三	四一、二六九、四七三
四〇、三七三、四七三	四一、二六九、四七三	四二、二六九、四七三	四三、二六九、四七三

都道府県の支庁又は地方事務所		認定出先機関		大 都 市		区		市（大都市を除く。第三項及び第七項において同じ。）		町 村	
選挙人の数が三百万人以上のもの	都及び大都市のある道府県	その他の県	選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの
八四、〇三二、五〇八	六二、六〇〇、四九二	八二、五二一、五〇八	六〇、九二〇、四九二	四、九八六、三四二	三、九一七、四四三	二、六五一、八三九	二、〇八一、三七三	一〇、四八九、三三五	八、四六二、三一五	五、八三三、五三五	四、九八六、〇一九
六、六九一、八七〇	五、八四四、三六四	七、八三九、〇二五	六、九九一、五一九	九、二二六、三三〇	八、三七八、八二四	二、八三八、四六一	二、四六一、七五二	三、七三一、二三三	三、二七三、五三二	四、九〇三、六九九	六、九〇五、七二八
五、五六五、一五四	四、九〇三、六九九	七、七七三、九五七	六、九〇五、七二八	九、三〇九、六六四	八、三四四、三八〇	三、二七、六八三	二、六五、五二七	三、三八、三五三	二、八六、一九七	四、五九、六三三	八、一七、三九八
五、四一、九七七	四、五九、六三三	九、九六、八〇六	八、一七、三九八	一、五二七、九六七	一、二七八、一六四						

1111

第十三条第四項の表以外の部分中、「一万八百七十二円」を「一万八千十三円」に、「五千四百三十六円」を「五千五百四十二円」に改め、同項の表を次のように改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「一万円を」「一万四百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「八千二百円」を「八千六百円」に改める。

第十五条第一項中「千四百六十三円」を「千五百円」に、「百五十六円」を「百六十円」に改める。

第十七条第二項中「二、四〇九、二〇二」を「二、四七一、九〇五」に、「一、三三八、三九一」を「一、三七四、九四〇」に、「二、四〇三、七〇二」を「二、四六六、三〇五」に、「一、三三五、六四一」を「一、三七一、一四〇」に、「百九万三千九百三十八円」を「百十三万九千五百四十五円」に、「六十六万五千六百七十七円」を「六十九万三千四百三十円」に改める。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区	市	町	村
五千人以上	平	六、〇〇六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
一万五千人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万五千人以上	平	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

第四条第三項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区	市	町	村
五千人以上	平	六、〇〇六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
一万五千人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万五千人以上	平	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区	市	町	村
五千人以上	平	六、〇〇六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
一万五千人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万五千人以上	平	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区	市	町	村
五千人以上	平	六、〇〇六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
一万五千人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万五千人以上	平	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区	市	町	村
五千人以上	平	六、〇〇六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
一万五千人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万五千人以上	平	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六
二万人以上	休	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六

平成十年三月二十七日 衆議院会議録第二十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第五條第一項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

		開票の 区の通 票の数の 票の日の		区市町村	
		投票の 票の日の		区市町村	
千人未満	千人未満	平	日	休	日
二千人未満	二千人未満	二五五、〇四〇	二六六、三六八	二二二、一六〇	二二二、一六〇
三千人未満	三千人未満	二八六、九二〇	二九九、六六四	二二九、一〇〇	二四九、七二〇
四千人未満	四千人未満	三九八、五〇〇	四一六、二〇〇	三三四、七四〇	三四九、六〇八
五千人未満	五千人未満	五二六、〇二〇	五四九、三八四	四四六、三二〇	四六六、一四四
一万人未満	一万人未満	六六九、四八〇	六九九、二二六	五五七、九〇〇	五八二、六八〇
二万人未満	二万人未満	八七六、七〇〇	九一五、六四〇	七三三、二四〇	七六五、八〇八
三万人以上	三万人以上	九五六、四〇〇	九九八、八八〇	七九七、〇〇〇	八三二、四〇〇
四万人以上	四万人以上	一〇九九、八六〇	一二四八、七二二	九二四、五二〇	九六五、五八四
五万人以上	五万人以上	一二五九、二六〇	一二三二、五九二	一〇五二、〇四〇	一〇九八、七六八

第五條第三項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 票日	区市町村		開票 区の数 選挙人の数	投票の 票日	区市町村	
		区	市			区	市
一万人以上	平日	八九六、一七〇	九三五、一一〇	一万人以上	平日	八九六、一七〇	九三五、一一〇
一万人以上	休日	九七七、六四〇	一、〇二〇、二二〇	一万人以上	休日	九七七、六四〇	一、〇二〇、二二〇
二万人以上	平日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	二万人以上	平日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇
二万人以上	休日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	二万人以上	休日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇
三万人以上	平日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	三万人以上	平日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇
三万人以上	休日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	三万人以上	休日	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇

第五條第四項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 票日	区市町村		開票 区の数 選挙人の数	投票の 票日	区市町村	
		区	市			区	市
一万人以上	平日	八八四、三三八	七二四、〇八四	一万人以上	平日	八八四、三三八	七二四、〇八四
一万人以上	休日	五三七、七〇二	五六一、〇六六	一万人以上	休日	五三七、七〇二	五六一、〇六六
二千人以上	平日	四〇七、三五〇	四二五、〇五〇	二千人以上	平日	四〇七、三五〇	四二五、〇五〇
二千人以上	休日	二九三、二九二	三〇六、〇三六	二千人以上	休日	二九三、二九二	三〇六、〇三六
一万人以上	平日	二二六、〇七四	二二七、〇三三	一万人以上	平日	二二六、〇七四	二二七、〇三三
一万人以上	休日	二二六、〇七四	二二七、〇三三	一万人以上	休日	二二六、〇七四	二二七、〇三三

第五條第七項の表を次のように改める。

一万人以上	八九六、一七〇	九三五、一一〇	七四九、五二四	七八二、〇九二
一万人以上	九七七、六四〇	一、〇二〇、二二〇	八四四、七〇〇	八五〇、一〇〇
二万人以上	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	九四五、〇五二	九八六、一一六
三万人以上	一、〇二〇、二二〇	一、〇二〇、二二〇	一、〇七五、四〇四	一、一二二、一三二

第五條第八項の表を次のように改める。

一万人以上	八八四、三三八	七二四、〇八四	一四三、四六〇	一四九、八三二
一万人以上	五三七、七〇二	五六一、〇六六	一四三、四六〇	一四九、八三二
二千人以上	四〇七、三五〇	四二五、〇五〇	一四三、四六〇	一四九、八三二
二千人以上	二九三、二九二	三〇六、〇三六	一四三、四六〇	一四九、八三二
一万人以上	二二六、〇七四	二二七、〇三三	一四三、四六〇	一四九、八三二
一万人以上	二二六、〇七四	二二七、〇三三	一四三、四六〇	一四九、八三二

第五条第九項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	区	市	町	村
投票の 票 日	平日	休日	平日	休日	平日
二千人以上	一九一、二八〇	一九九、七七六	一五九、四〇〇	一六六、四八〇	
二千人未満	二八六、九二〇	二九六、六六四	二三九、一〇〇	二四九、七二〇	
三千人未満	三五〇、六八〇	三六六、二五六	三〇二、八六〇	三一六、三二二	
五千人未満	四四六、三二〇	四六六、一四四	三八二、五六〇	三九九、五五二	
一万人未満	五八九、七八〇	六一五、九七六	四九四、一四〇	五一六、〇八八	
一万人以上	六三七、六〇〇	六六五、九二〇	五四一、九六〇	五六六、〇三二	
二万人未満	七三三、二四〇	七六五、八〇八	六二一、六六〇	六四九、二七二	
三万人以上	八六〇、七六〇	八九八、九九二	七二七、三〇〇	七四九、一六〇	

第五条第十項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	区	市	町	村
投票の 票 日	平日	休日	平日	休日	平日
一万人以上	六六、三三六	七四、四四三	五九、三三六	六六、三三六	
一万人未満	八六、〇〇〇	九六、〇〇〇	八六、〇〇〇	九六、〇〇〇	
二万人未満	九六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	九六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	
三万人以上	一〇六、〇〇〇	一二六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一二六、〇〇〇	

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	区	市	町	村
投票の 票 日	平日	休日	平日	休日	平日
一万人以上	三三、五二四	三六、五二四	三三、五二四	三六、五二四	
一万人未満	三六、五二四	三九、五二四	三六、五二四	三九、五二四	
二千人以上	二六、五二四	二九、五二四	二六、五二四	二九、五二四	
二千人未満	二九、五二四	三二、五二四	二九、五二四	三二、五二四	
三千人未満	三二、五二四	三五、五二四	三二、五二四	三五、五二四	
五千人未満	三五、五二四	三八、五二四	三五、五二四	三八、五二四	
一万人未満	三八、五二四	四一、五二四	三八、五二四	四一、五二四	
二万人未満	四一、五二四	四四、五二四	四一、五二四	四四、五二四	
三万人以上	四四、五二四	四七、五二四	四四、五二四	四七、五二四	

第八条中「選挙の」を「選挙における投票所の」に改め、同条に次の二項を加える。

開票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	区	市	町	村
投票の 票 日	平日	休日	平日	休日	平日
一万人以上	一六、四九四	一七、〇二〇	一六、四九四	一七、〇二〇	
一万人未満	一九五、五二八	二〇四、〇二四	一九五、五二八	二〇四、〇二四	
二千人以上	二九三、二九二	三〇六、〇三六	二九三、二九二	三〇六、〇三六	
二千人未満	三五八、四六八	三七四、〇四四	三五八、四六八	三七四、〇四四	
三千人未満	四五六、二二二	四七六、〇五六	四五六、二二二	四七六、〇五六	
五千人未満	六〇二、八七八	六二九、〇七四	六〇二、八七八	六二九、〇七四	
一万人未満	六五二、七六〇	六八〇、〇八〇	六五二、七六〇	六八〇、〇八〇	
二万人未満	七四九、五二四	七八二、〇九二	七四九、五二四	七八二、〇九二	
三万人以上	八七九、八七六	九一八、一〇八	八七九、八七六	九一八、一〇八	

3 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者に限る。次項及び第十三条第十項において同じ。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額(当該場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額を合算した額)とする。

4 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の又は 参議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	三九円
二十 七 以 上	八四

第十三条第一項の表中「五、八三三、五五五」を「六、一五八、六九三」に、「四、九八六、〇一九」を「五、四四八、二六七」に、「六、六九一、八七〇」を「七、〇九八、三三〇」に、「五、八四四、三六四」を「六、四二二、一七四」に、「七、八三九、〇二五」を「八、四〇八、〇六九」に、「六、九九一、五一九」を「七、八〇〇、四五三」に、「九、二二六、三三〇」を「一〇、〇三九、二五〇」に、「八、三七八、八二四」を「九、五三四、四四四」に、「二、八三八、四六一」を「三、〇八二、三三七」に、「二、四六一、七五二」を「三、八〇八、四三八」に、「三、七三二、二二三」を「四、〇五六、三九一」に、「三、二七三、五三三」を「三、七三五、七八〇」に、「五、五六五、一五四」を「五、九九一、六一四」に、「四、九〇三、六九九」を「五、四八一、五〇九」に、「七、七七三、九五七」を「八、三四三、〇〇一」に、「六、九〇五、七二八」を「七、二四四、六六二」に、「九、三〇九、六六四」を「一〇、一二三、五八四」に、「八、三四四、三八〇」を「九、五〇〇、〇〇〇」に、「三、二七、六八三」を「三、九八、九七五」に、「二、六五、五二七」を「三、八一、〇八九」に、「三、三八、三三三」を「四、一九、六四五」に、「二、八六、一九七」を「四、〇一、七五九」に、「五四一、九七七」を「六、三三、二六九」に、

「四五九、六二三」を「五七五、一八五」に、「九九六、八〇六」を「一、〇七八、〇九八」に、「八一七、三九八」を「九三三、九六〇」に、「一、五二七、九六七」を「一、六八〇、五五一」に、「一、二七八、一六四」を「一、五〇九、二八八」に、「一、九〇七、二七八」を「二、〇六九、八六二」に、「一、六二八、一五〇」を「一、八四九、二七四」に、「二、三三〇、二七〇」を「二、五六四、一四六」に、「一、九八一、八二八」を「二、三三八、五〇四」に改め、同条第二項中の表中

区	選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの
四、一〇一、一七二	四、四二六、三四〇	四、五〇七、六三二	四、六七〇、二二六	四、九一四、〇九二

「三、七三二、八七〇」を「三、八四八、四三二」に、「四、〇七九、五五六」を「四、四二六、二四二」に、「一、九九七、六七四」を「二、二四一、五五〇」に、「一、六三三、七九七」を「一、九七〇、四八三」に、「二、一九八、二四八」を「二、五三三、四二六」に、「一、七五七、五二三」を「二、二二九、七六一」に、「三、二四八、二二六」を「三、六五四、六八六」に、「一、六〇三、七七七」を「一、八一、五三七」に、「四、四一一、三七四」を「四、九八〇、四一八」に、「三、五六〇、一〇一」を「四、三六九、〇三五」に、「四、七三〇、七八六」を「五、五四三、七〇六」に、「三、七八二、四五八」を「四、九三八、〇七八」に、「二、七二、七七〇」を「三、五三三、〇六二」に、「二、二二、四四五」を「三、三八、〇〇七」に、「四五七、四六六」を「五、三八、七五八」に、「三七七、九四四」を「四、九三、

五〇六」に、「八四三、七三六」を「九、二五、〇二八」に、「六六七、一五九」を「七、八二、七二二」に、「一、二八一、九八六」を「一、四四四、五七〇」に、「一、〇四五、〇一五」を「一、二七六、一三九」に、「一、五五三、七五六」を「一、七二六、三四〇」に、「一、二六七、四六〇」を「一、四九八、五八四」に、「一、八二五、五二六」を「二、〇六九、四〇二」に、「一、四八九、九〇五」を「一、八三六、五九一」に改める。

第十三条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 市区町村の選挙管理委員会が不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を市区町

村の支所、出張所その他の自治大臣が定める場所に当該市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外に設ける場合には、当該投票を記載する場所の事務に従事する者の超過勤務手当費として自治大臣が定める額を加算するものとする。

第十三条の二第一項中「以下」不在者投票管理者」というを「次項及び第十八条において同じ」に改める。

第十四条第一項第二号中「一万四百円を」一万三千三百円に改め、同項第四号中「八千六百円を」一万五百円に改める。

第十六条及び第十七条第二項中「(第九項の下に)及び第十項を、同条第九項及び」の下に「第十項並びに」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「第一条の規定等の施行日」という。)以後前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「第二条の規定等の施行日」という。)の前日までの間にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用

し、第一条の規定等の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、第二条の規定等の施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、第二条の規定等の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

4 第一条の規定等の施行日以後第二条の規定等の施行日の前日までの間にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票であつて、当該選挙、審査又は投票の期日が第二条の規定等の施行日以後となるものについては、前項の規定にかかわらず、新法第四条第一項又は第三項に規定する投票所経費の基本額及び同条第二項又は第四項に規定する加算額、新法第五条第一項、第三項、第七項又は第九項に規定する開票所経費の基本額及び同条第二項、第四項、第八項又は第十項に規定する加算額、新法第十三条第一項に規定する事務

費の基本額及び同条第二項に規定する加算額並びに新法第十四条第一項第二号又は第四号に掲げる費用弁償の額については、これらの規定による額に自治大臣が定める額をそれぞれ加算するものとする。

理 由

最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単

価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実績に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である労務賃その他の額を実績に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定すること。

3 公職選挙法の改正による投票時間及び不在者投票時間の延長等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当並びに投票管理者及び投票立会人の費用弁償その他の額を実績に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

4 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を増設する場合において、事務費に所要の額の加算を行うものとする。

5 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、3及び4については、平成十年六月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準

を改定する等の措置を講じようとするもので、
 妥当なものと認め、これを可決すべきものと議
 決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度一
 般会計予算に約四十二億九千八百万円が計上さ
 れている。

右報告する。

平成十年三月二十五日

公職選挙法改正に関
 する調査特別委員長 葉梨 信行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年三月二十七日 衆議院会議録第二十二号

三二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第八、二十号)の発送は都合により後日となるため、第二十二号を先に発送しました。

発行所

〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一冊
（配送）

料 〇〇五円
別 〇円